

災害時の燃料供給の強靱化に向けた有識者会議（第１回）

議事要旨

日時：平成３０年１０月１９日（金） １１：００～１３：００

場所：経済産業省本館１７階 （第１～２共用会議室）

（出席者）

平野（正）座長、関谷委員、濱田委員、平野（創）委員、比留間委員、古田委員、宮島委員

（事務局）

南 資源・燃料部長、和久田 政策課長、竹田 石油精製備蓄課長、吉澤 石油流通課長、谷 企画官（ＬＰガス担当）、鍋島 電力供給室長

議題：

- （１）災害時の燃料供給に係るこれまでの取組と新たな課題について
- （２）災害時の燃料供給の強靱化に向けた重要インフラの緊急点検について
- （３）その他

事務局から資料２について、委員及びオブザーバーから資料３～７について、それぞれ説明した後、自由討議。各委員等からの主な意見は、以下の通り。

- ・ 東日本震災以降実施してきた対策については、しっかりできたところもあれば、制度はできたけれども実施が徹底されていないところもあるはず。新しい対策の前提として、過去に決めたことを実施できているのかについて検証する必要。
- ・ 出荷拠点となる製油所・油槽所の強靱化については、東日本震災後にたてた目標をどの程度達成したかについて改めて整理し、不足している点を洗い出す必要。
- ・ 現在の耐震・対津波対策などを実施している事業は、南海トラフ地震と首都直下地震を想定しているため北海道や九州が対象になっていなかったが、全国どこで災害が起きるかわからない現状を踏まえ、対象地域を見直すべき。

- ・ 製油所の出荷拠点の強靱化は一定程度進んできたが、製油所の周辺の工場や製油所から幹線道路までのアクセス道路等が強靱化できてなければ結局出荷できないリスクがある点は留意すべき。
- ・ 特に製油所や油槽所は臨海部の埋め立て地に立地しているため、敷地外の液状化の影響を受けることも認識しておく必要。
- ・ 生産拠点や販売拠点は、経済合理性の観点から大都市圏近郊等の一部地域に集中しがちだが、レジリエンスの観点からは分散しているほうが好ましい。
- ・ 緊急時の司令塔は東京に集中している。石油元売り、運送会社の中には、第二本社の体制を備えているところもあるが、首都圏が被災した場合のコントロール機能の維持を検討すべきである。
- ・ 災害時には、サプライチェーンにあるインフラや事業者等どれか一つでも失われるとそれがボトルネックになり消費者まで届かないことになる。災害は予測不能であり、それぞれのリスクを完全に取り除くことはできないし、配送の遅延は必ず生じる。そうした前提を需要家やメディアに共有していく必要がある。
- ・ 石油は、ガソリンスタンドに分散して蔵置できるため、災害への対応能力が高いという側面もある。災害時にガソリンスタンドの活動を維持することの意義は、大きい。また、在庫を積み増せば、災害時の備えになるのではないか。
- ・ 災害時には、どこのエリアにどの程度の燃料があるのか、どの程度の配送手段が確保できるのか、といった情報が重要になる。これらの情報は、平時のビジネスでも重要。在庫管理・配送の最適化などビジネス上のメリットを追求する中で、同時に災害対応能力も高める、というような考え方ができるのではないか。
- ・ 災害時に、ガソリンスタンドが非常用発電機を貸し出すなど災害拠点としての機能を果たすことができれば、地域の災害対応能力が向上するのではないか。
- ・ 現実問題として物資が不足する被災地以外の多くの住民は、災害によって消費行動を変えるわけではない。他方、人口の集積する都市部では、ほんの一部、数%の住民が消費行動を変えるだけで店舗の品は枯渇する。当然、配送能力は、すぐに増加できないため、品薄状態は必ず起きる。これを認識することが必要。

- ・大規模災害時に、住民向けの燃料供給を制限しなければならない場合には、制限や優先のルールが必要。トリアージの観点を持たなければ、本当に必要なところに燃料が届かなくなる可能性がある。
- ・災害時には、ガソリンスタンドも被災する可能性がある。そんなときには、移動式ガソリンスタンドが有効に機能するのではないか。
- ・病院等事業継続が必要な重要インフラについては、それぞれがBCPを持つ必要。燃料供給側だけで災害時に生じる不足を呑み込むことは不可能。他方、各施設の燃料備蓄の可能量は、消防法で制限されている。災害時に備え、こうした規制の緩和も検討すべきではないか。
- ・災害時には、安心してくださいという定性的なメッセージをだしがちだが、それはあまり効果がない。むしろ、現状を伝えることが重要。被災状況について丁寧に情報提供をしていくことが現在の危機管理のコミュニケーションとして望まれている。消費者への情報提供の方策を好事例にならってあらかじめ考えておくことが重要。
- ・報道と情報提供の関係は、考え直す必要。報道の中で燃料についての情報がどこで手に入るのか、何の情報を発信しなければならないのかなどの経験値が不足している。情報発信主体と報道主体の相互理解を高めることが必要。

お問い合わせ先

資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課

電話：０３－３５０１－２７７３

FAX：０３－３５０１－１５９８